

米国関税措置の影響を受ける中小企業に向けた金融支援を拡充します

本市では、本年 4 月 4 日に米国関税措置に伴う市内中小企業向けの「特別経営相談窓口」を開設したところですが、今後の影響拡大等による資金需要に対応するため、経営安定資金の融資要件緩和など、市内中小企業の資金繰り支援を拡充します。

また、本年 4 月 1 日から物価高騰等の影響を受けている市内中小企業者等の経営力強化のため、「伴走支援型経営力強化資金」の「一般枠」の信用保証料補助の補助率を、通常の 50% から 70% に引き上げておりますが、一連の米国関税措置により、影響が生じている市内中小企業者等の負担軽減を図るため、6 月 2 日から「セーフティネット（5 号）枠」も対象とすることとし、同補助率を同じく 50% から 70% に引き上げます。

1 不況対策資金の要件緩和

経営安定資金の不況対策資金（5 年型・10 年型）一般枠で、米国関税措置の影響を受けた場合において「減少する見込みである場合」も対象とします。

※適用は、令和 7 年 6 月 2 日保証申込受付分から

資金名	経営安定資金 不況対策資金（5 年型）一般枠
融資要件 〔対象を拡充〕	これまでの以下の要件について、<u>米国関税措置の影響を受けた場合において「減少する見込みである場合」も対象とします。</u> - 最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均売上高、平均売上総利益（率）及び平均営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べ減少している中小企業者等の方 - 主要な取引先からの最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方

資金名	経営安定資金 不況対策資金（10 年型）一般枠
融資要件 〔対象を拡充〕	これまでの以下の要件について、<u>米国関税措置の影響を受けた場合において「減少する見込みである場合」も対象とします。</u> - 最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均売上高、平均売上総利益（率）及び平均営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べ減少している中小企業者等の方 - 主要な取引先からの最近 3 か月間又は 6 か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方

2 伴走支援型経営力強化資金の拡充

物価高騰等の影響を受けている市内中小企業が、収益力の向上や事業の成長・拡大に向けた事業計画を策定し、金融機関等の伴走支援を受ける「伴走支援型経営力強化資金」の「一般枠」の信用保証料補助の補助率を本年4月1日から70%に引き上げておりますが、一連の米国関税措置により、影響が生じている市内中小企業者等の負担軽減を図るため、6月2日から「伴走支援型経営力強化資金」の「セーフティネット（5号）枠」についても、信用保証料補助の補助率を70%に引き上げます。

資金名	伴走支援型経営力強化資金
融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う市内中小企業者等
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換10年以内 (据置期間はそれぞれ1年以内)
融資利率	年1.8%以内
信用保証料率・市補助率等 〔補助率の拡充〕	令和7年4月1日から令和7年9月30日に保証申込受付した分 ・一般枠分【市70%補助】 0.135%～0.525% (補助がない場合の保証料率 0.450%～1.750%) 条件変更分に対する補助なし ・セーフティネット（5号）枠分【市50%補助】 0.383% (補助がない場合の保証料率 0.765%) 条件変更分に対する補助あり ※セーフティネット（5号）枠の利用は、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。 令和7年6月2日からの拡充内容 令和7年6月2日から9月30日に保証申込受付した分 ・セーフティネット（5号）枠分【市70%補助】 0.230% (補助がない場合の信用保証料率 0.765%) 条件変更分に対する補助なし

※ 川崎市中小企業融資制度やセーフティネット保証については、市ホームページを御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyous/category/77-33-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



問合せ先

川崎市経済労働局経営支援部 金融課 鈴木
電話 044-544-1845